

利用規約

出逢い応援団体用

みえ出逢いサポートセンター

みえ出逢いサポートセンター 利用規約

この利用規約（以下「本規約」という。）は、三重県「みえ出逢いサポートセンター（以下「センター」という。）」が配信する出逢いイベント（以下「イベント」という。）を企画運営いただく出逢い応援団体（以下「主催者」という。）が守るべき規約を定めるもので、センターを利用した情報配信を行うにあたり、本規約を承諾したものとします。

第1条

本規約は、主催者がセンターを利用するうえで、遵守すべき規約を定めることを目的とします。

第2条

主催者は、本規約を承諾の上、センターが定めるルールに基づきイベントの企画運営を行い、誠実にイベント応募者、参加者（以下「利用者」という。）に対応するものとします。

第3条

1. 主催者はイベント参加者の募集にあたり、応募者が下記条件を満たしていることを確認するものとします。
 - (1) 別途定める利用者規約に同意された方
 - (2) 本センターで定める申し込み方法により、イベントの申込みを行った方
2. 主催者は、応募者が以下の項目に該当すると判断した場合、当該応募者をイベントに参加させないものとします。
 - (1) 営業・勧誘等の行為が参加目的であると主催者が判断した場合
 - (2) 関係者や参加者に危険が及ぶ可能性があるとして主催者が判断した場合
 - (3) センターと協議の上、参加をお断りすべきと主催者が判断した場合なお、この処置にて応募者が被る損失があるとしても、センターは一切責任を負わないものとします。

第4条

センターは、利用者の個人情報に関しては、保有をしません。

第5条

センターは、事前に案内することなく本規約を変更することができ、主催者はこれを承諾するものとします。この変更に関しては、センターが提供する手段を通じ発表するものとします。

第6条

主催者は利用者との間に何らかのトラブルがあった場合は速やかにセンターに報告する義務を負うものとします。

第7条

主催者が個人情報等の管理を怠ったことによって第三者による不正利用がなされた時は、その不正利用により発生した全ての損害について主催者が責を負うものとします。

第8条

1. センターは、事前の通知、承諾なくして、当該年度中に実施する出逢い支援事業の諸条件、本規約を変更（改廃）することができ、主催者はこれを承諾するものとします。
2. センターは一定の予告期間をもって当該年度中に実施する出逢い支援事業を廃止することができ、この予告はセンターが提供する手段を通じて行うものとします。
3. 事業の中断または廃止によって、主催者または第三者が損害を被ったとしても、センターは理由の如何を問わず一切責任を負わないものとします。

第9条

1. センターは、出逢い支援事業において提供する情報等の正確性または特定の目的への適合性等について、一切責任を負わないものとします。
2. 主催者は主催事業を通じて提供される情報に関し、利用者と他の利用者、あるいは第三者との間で紛争が生じた場合、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、センターは一切責任を負わず、また主催者はセンターに損害を与えないものとします。

第10条

主催者が本規約に違反し、または不正もしくは違法な行為によってセンターに損害を与えた場合、センターは主催者に対して損害賠償を請求するものとします。

第11条

主催者はセンターを利用するに際して次の行為を禁止します。

- (1) 本規約を遵守しない旨を公言する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 参加者の同意なく営業や勧誘活動等を目的とする行為
- (4) 利用者や第三者のプライバシーを侵害し、または誹謗中傷や名誉を傷つける行為
- (5) イベントで知り得た参加者に関する情報を、その終了後も自己または第三者のために使用し、または開示する行為
- (6) センター、センターの関係者、他の利用者に対し、暴言および暴言と判断される文言（判断の基準は開示いたしません）、嫌がらせおよび嫌がらせと判断される文言（判断の基準は開示いたしません）等を、直接相手に言うまたは間接的に伝える行為
- (7) 本規約に違反する行為
- (8) 法令に違反する行為
- (9) その他、前各号に該当するおそれのある行為、またはこれに類する行為

利用者から主催者に対する苦情があった場合は、事実関係を確認し、県担当課との協議の上で以降のセンター利用を禁止する場合があります。

第 12 条

センターは、原則として電子メールや電話、センターでの相談による問合せに対してのみサポートを提供するものとします。

第 13 条

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 14 条

1. センターの利用に関して本規約ならびに各利用規定等に定めがなく紛争が生じたときは、センターが指定する基準や方法に基づき解決するものとします。
2. 前項による解決を不服とする場合、当該者は法的手段をとることとし、津地方裁判所四日市支部を第一審の専属的合意管轄とします。それ以外の方法で誹謗中傷等・嫌がらせ・迷惑メール・回答を求める行為等を行

った場合、センターは損害賠償請求を求めることができるものとします。